

スマホでお試し価格のサプリを 注文したら、定期購入になっていた!

「スマホの広告を見て1回限りのつもりで注文したのに、2回目の商品が届いた。2回目が届く契約とは思っていなかったし、高額で払えない。どうしたらいいか」

といった相談が多く寄せられています。

- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 定期購入が条件になっていませんか？
- 解約や返品の方法は？

これらをきちんと確認し、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

お互いに 一声かけて見守りを！



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索

